

東郷町社会福祉協議会 災害対応計画

～社協福祉サービス利用者のために～



社会福祉法人東郷町社会福祉協議会

■ ■ ■ は じ め に ■ ■ ■

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災からはや11年が過ぎ、平成12年の東海豪雨から5年、さらに記憶に新しい新潟県中越地震から1年以上が経過しました。

この11年の間に起こった大きな災害は、多くの尊い生命と引き換えに私たちに数多くの教訓を残しました。また、災害に対する意識も「いつやって来るかわからない災害」から「近い将来必ずやって来る大規模災害」へと変化しつつ、近年は、地域・行政・NPOなどが連携しながら防災に向けて取り組むようになってきております。

このような状況のなかで、東郷町社会福祉協議会としましても、過去の災害から真摯に学び、防災・減災に取り組むことは、日頃行っている在宅福祉サービス利用者への支援活動の延長線上にあること、また災害に強いまちづくりは福祉のまちづくりと同じであると捉え、東郷町地域防災計画を踏まえながら東郷町社会福祉協議会災害対応計画の策定に着手しました。

この計画の策定においては、過去の災害事例から学んだ教訓と課題に対して社会福祉協議会が本当にできることは何かを試行錯誤しながらも真剣に検討してまいりました。そして、災害に対して、自分達の地域は自分達で守る観点から、地域の皆様と一緒に平常時から防災対応に取り組んでいくことを中心に計画をまとめました。今後は計画の実施に向けて、社会福祉協議会としての防災組織の構築など具体的な事業推進をしてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、この計画の策定にあたり慎重にご審議を頂きました策定委員の皆様には厚くお礼申し上げますとともに、今後も引き続きご指導・ご協力をお願いいたします。

平成18年3月

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会
会 長 島 川 聡

目次

はじめに 会長あいさつ

第1章 総 則

第1節 目 的	1
第2節 用語の定義	1

第2章 災害時要援護者支援方策

第1節 平常時の取り組み	3
1. 防災カルテの作成	3
2. 地域サポーターの委嘱と養成	3
3. 地域サポーターの身分証明書	3
4. 地域サポーターの平常時の活動内容	3
5. 災害時要援護者自らの備え	4
第2節 災害発生時の対応	4
1. 災害発生時の職員体制	5
2. 災害対応組織体制	5
3. 災害発生時の職員の職務内容	5
4. 災害発生時の地域サポーターの活動内容	6
5. 災害発生時の支援活動の流れ	6
6. 災害時要援護者支援の優先順位	6
7. 災害発生後の生活支援	6

第3章 防災ボランティア活動の支援

地域ボランティア支援本部の設置・運営	7
1. 地域ボランティア支援本部の設置とその組織	7
2. 地域ボランティア支援本部への運営協力	7
3. 地域ボランティア支援本部への協力内容	8
4. 地域ボランティア支援本部の設置運営に関する活動マニュアル	8

第4章 その他

細部事項	9
------	---

様式

様式1 防災カルテ	10
様式2 地域サポーター身分証明書	12
様式3 見守り活動記録表（平常時用）	13
様式4 安否確認記録表（災害時用）	14

付属資料

1. 答申にあたって	15
2. 策定までの経過	16
3. 東郷町社会福祉協議会災害対応計画策定委員会設置要綱	17
4. 東郷町社会福祉協議会災害対応計画策定委員会名簿	18
5. 災害時要援護者の特徴的なニーズ	19
6. 障害種別 防災上備えておくと良いもの	20

第1章

総則

第1節 目的

この計画は、東郷町地域防災計画に定められている、高齢者や障害児・者等の災害対応能力にハンディキャップのある者（以下「災害時要援護者」という。）の安全対策及びボランティア団体等の協力に関する計画並びにボランティア受入計画等に基づき、東郷町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が行う災害対応について定め、もって災害による被害を最小限に食い止めることを目的とする。

【趣旨】

東郷町地域防災計画が平成14年度に見直され、その中で災害時要援護者支援及びボランティア団体への協力並びに受入れについて定められましたので、その一部分を担う形でこの計画を策定しました。

まず、災害時要援護者支援についてですが、社協は日頃から多くの高齢者・障害児・者等の方々の生活上の支援をしていることから、災害時の支援もその延長線上にあると考え、その方々を災害時要援護者と捉え、この計画で支援方策を定めます。

次にボランティアですが、災害時に立ち上がる地域ボランティア支援本部に社協がどのように関わるかをこの計画で定めます。

第2節 用語の定義

1 この計画でいう「災害時要援護者」とは、社協の福祉サービスを利用している次の者のうち、災害時に支援を希望する者をいう。

- (1) 高齢者（ひとり暮らし・高齢者のみ世帯・ねたきり・認知症）
- (2) 身体障害児・者（視覚障害・聴覚障害・言語障害・肢体不自由・内部障害）
- (3) 知的障害児・者
- (4) 精神障害者
- (5) その他

【趣旨】

「災害時要援護者」とは、防災白書（国土庁編）によると、「災害が発生した場合には、人的な被害を最小限に抑えるために、各人は必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの行動をとる必要がある。こうした一連の行動に関して、適切な行動をとることが出来ない、又は困難といった問題を抱えている人。」としています。

また、愛知県の「市町村災害弱者支援体制マニュアル」によると、「具体的には傷病者・身体障害者・知的障害者をはじめ日常的には健常者であっても理解能力や判断力を持たない乳幼児、体力的な衰えのある老人などの社会的弱者や日本語の理解が十分でない外国人などが挙げられる。」としています。

なお、社協の福祉サービス利用者とは、介護保険制度、支援費制度の契約者と地域福祉サービスセンターが把握している方で、災害時の行動に困難を抱え、支援を必要とされる方です。

- 2 この計画でいう「防災カルテ」とは、災害時要援護者の支援に必要な項目を記載した様式1をいう。

【趣 旨】

防災カルテは、災害発生時の支援において生命の安否確認や医療対応、そして家族への連絡を図る重要な情報です。

- 3 この計画でいう「社協地域サポーター」（以下「地域サポーター」という。）とは、この計画の主旨に賛同する町民から社協が募集したボランティアのことをいう。

【趣 旨】

地域サポーターは、地域災害への積極的な支援を目的とし、災害時におけるボランティア活動の支援体制の人的母体です。

- 4 この計画でいう「地域ボランティア支援本部」とは、東郷町地域防災計画に定められているもので、災害発生後に被災地の自立や復興を支援するために全国各地から集まるボランティアについての窓口として機能するものをいう。

【趣 旨】

「地域ボランティア支援本部」は、東郷町地域防災計画・地震対策計画第10節2(3)アに定められています。

第2章

災害時要援護者支援方策

第1節 平常時の取り組み

1 防災カルテの作成

- (1) 社協は、災害時要援護者について、把握している情報をもとに防災カルテを作成し管理する。
- (2) 防災カルテは災害時要援護者の平常時及び災害時の支援に活用する。
- (3) 防災カルテを作成するにあたっては、本人又は家族の同意を得るものとし、取扱いに十分注意する。
- (4) 防災カルテの内容に変更が生じた場合はその都度更新する。
- (5) 防災カルテは、社協及び地域サポーター並びに町が1部ずつ保管する。

【趣 旨】

災害時要援護者への情報提供・安否確認・避難誘導を的確に行うためには平常時から災害時要援護者の所在情報及び福祉サービス利用状況を把握するとともに、それらの情報を災害時に利用できるように「防災カルテ」として整理しておくことが大切です。その際、個人情報の取扱いには十分注意する必要があります。

2 地域サポーターの委嘱と養成

災害時要援護者の支援には、地域の力が必要であるため平常時から地域での支援に協力していただけるボランティアを地域サポーターとして東郷町社会福祉協議会長（以下「社協会長」という。）が委嘱し、養成する。

【趣 旨】

この計画に賛同する町民のうちから、地域サポーターを募集します。

3 地域サポーターの身分証明書

地域サポーターは、活動を行う際には、様式2の身分証明書を携帯し、呈示を求められた場合にはそれに応ずる。

4 地域サポーターの平常時の活動内容

- (1) 災害時要援護者への平常時の見守り活動。なお、見守り活動を行った場合には、様式3の見守り活動記録表に記録する。
- (2) 防災啓発イベントへの参加協力。

【趣 旨】

地域サポーターの研修は、安否確認の方法や家具の転倒防止などの災害時要援護者支援に必要な知識や技術の提供を目的に計画的に開催します。また、地域サポーターは、社協が開催する防災啓発イベントに参加協力していただきます。

5 災害時要援護者自らの備え

自分の身は自分で守る観点から、災害時要援護者は自らの備えに努める。

【趣 旨】

自らの備えには、以下のことが考えられます。

- 1 住まいの安全性を高める。(家具の転倒防止・電灯などの落下防止・窓ガラスの飛散防止・耐震補強)
- 2 身近な人で支援体制を作る。
- 3 ラジオやファクシミリを用意しておくなど緊急情報が入手できるようにする。
- 4 避難場所の所在や経路を確認しておく。
- 5 災害情報を知らせてくれる人、避難誘導等の支援をしてくれる人などを決めて、依頼しておく。
- 6 自らの所在を知らせるもの(笛等)を用意する。
- 7 非常用持ち出し品を用意する。
- 8 緊急連絡先・かかりつけ医・服用している薬・どのような支援が必要かなど自らの情報を記載した連絡カードを身につけておく。

第2節 災害発生時の対応

1 災害発生時の職員体制

- (1) 通常勤務時間内(平日の8時30分～17時15分)に災害が発生した場合(発生すると予想される場合)。

事務局長は、役場の関係部署と連絡調整を図り、社協会長に報告し対応策を検討する。

- (2) 通常勤務時間外に災害が発生した場合(発生すると予想される場合)。

ア 役場が非常配備体制をとった場合は、事務局長に連絡が入るので、事務局長は社協会長に報告し、必要な措置をとる。

イ 突然の地震等で連絡が困難な場合でも、震度5弱以上の地震の発生又は東海地震の注意情報・予知情報の発表があれば、職員は招集命令のあるなしにかかわらず出勤する。

【趣 旨】

気象庁震度階級によると震度5弱とは、「多くの人が身の安全をはかろうとする。食器や本が棚から落ちたり、家具が動くことがある」とされています。

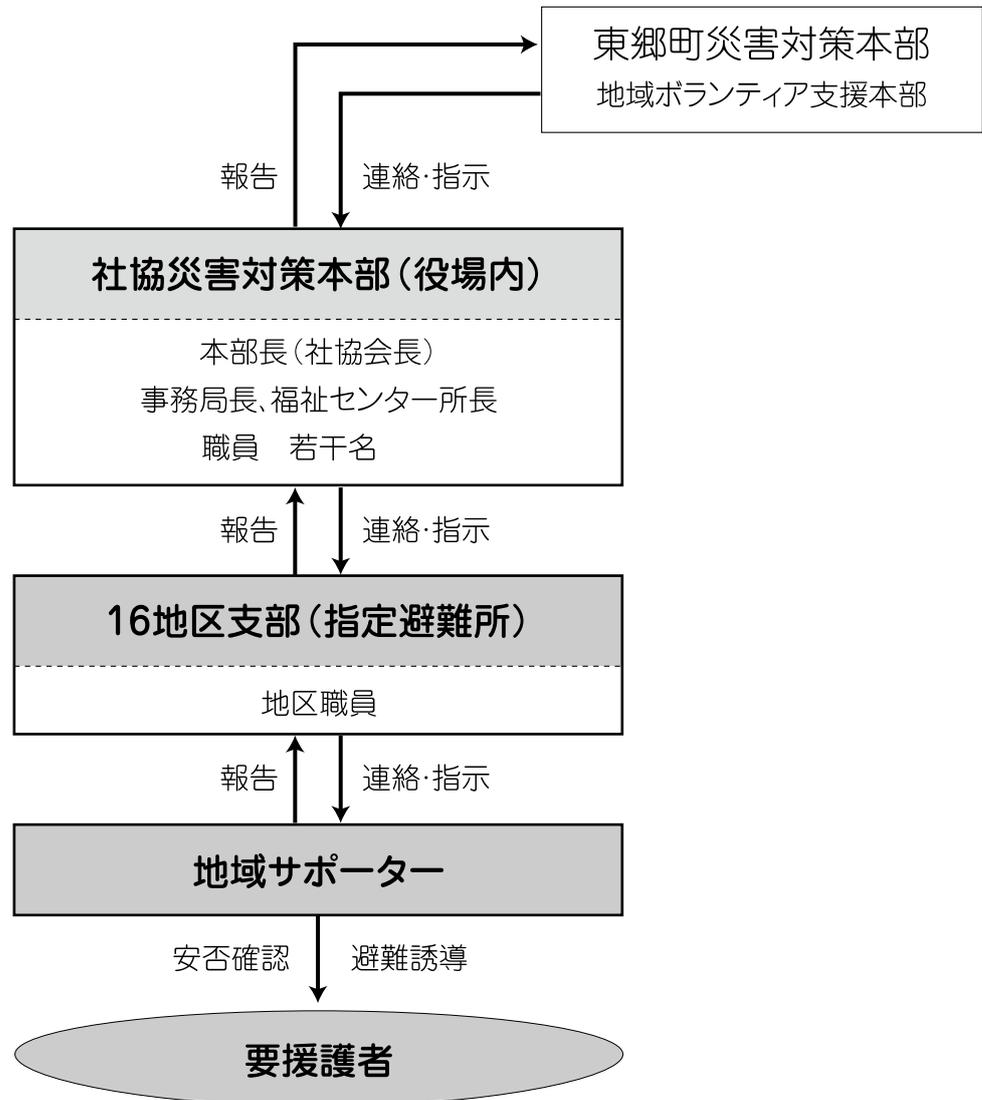
また、東海地震に関する情報発表については、気象庁による24時間観測体制のもとで異常値が発見されると、以下のように情報が提供されます。

- 1 東海地震「観測」情報……東海地震発生との関係について、しばらく様子を見ないと評価できない場合。
- 2 東海地震「注意」情報……東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合。
- 3 東海地震「予知」情報……東海地震の発生の恐れがあると判断された場合に発表されます。ほぼ同時に警戒宣言が発令され、本格的な防災体制が敷かれます。

2 災害対応組織体制

次の図のように、社協災害対策本部を役場内に置き、本部長以下所要の職員を配置する。また、16地区支部は町が指定する避難所内に設置し、所要の職員・地域サポーター（以下「地区職員」という。）を配置する。

【災害対応組織体制図】



3 災害発生時の職員の職務内容

職員は、災害対応を日頃の職務の延長線上に考え、災害時要援護者の支援について、本部長の指揮命令のもとに取り組むこととする。

【趣旨】

職員とは正規職員、嘱託及び臨時職員をいいます。

4 災害発生時の地域サポーターの活動内容

地域サポーターは、災害時要援護者の安否確認と報告について地区支部（避難所）と連携しながら取り組むこととする。

【趣 旨】

地域サポーターの主な活動は、災害時要援護者の的確な安否確認とその状況を地区支部に正確に伝達することです。

5 災害発生時の支援活動の流れ

- (1) 地域サポーターは、災害時要援護者を訪問し、安否の確認をして地区支部へ状況を報告する。また、状況に応じて避難誘導にあたる。なお、安否確認を行った場合には、様式4の安否確認記録表に記録する。
- (2) 地区職員は地域サポーターからの報告をとりまとめ、速やかに社協災害対策本部に報告する。
- (3) 社協災害対策本部は地区職員からの報告をとりまとめ、東郷町災害対策本部へ報告する。また、必要に応じて救助要請をする。

【趣 旨】

社協災害対策本部は、支援するにあたって必要な事項を地区職員又は地域サポーターに連絡・指示をします。

6 災害時要援護者支援の優先順位

災害時要援護者の安否確認等の優先順位は次のとおりとする。

- 第1位 ひとり暮らし高齢者・高齢者のみ世帯
- 第2位 在宅重度障害者・在宅要介護者

【趣 旨】

同時期に対象者すべての安否確認等を行うことは困難であるため、混乱を少なくするためにも優先順位を決める必要があります。防災カルテを作成する段階で支援内容を検討し、地区ごとに優先順位を決めます。

7 災害発生後の生活支援

社協は、通常福祉サービスを利用している人に、できる限り早くサービスを再開できるよう努める。

第3章

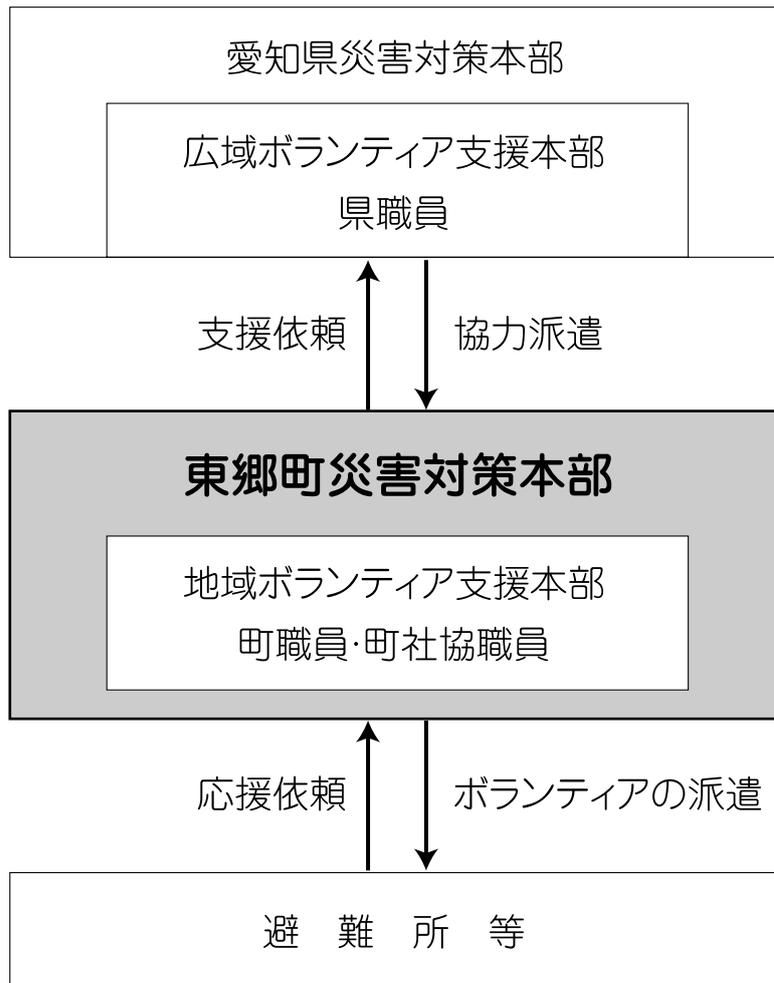
防災ボランティア活動の支援

地域ボランティア支援本部の設置・運営

1 地域ボランティア支援本部の設置とその組織

災害発生後、東郷町災害対策本部内に必要に応じて地域ボランティア支援本部が設置される。

【地域ボランティア支援本部組織体制図】



2 地域ボランティア支援本部への運営協力

社協は、地域ボランティア支援本部の運営について、町から協力要請があった場合、それに応じて協力する。

【趣旨】

東郷町地域防災計画によると、「町は、災害対策本部内に机・イス及び電話等必要な機材を確保して、地域ボランティア支援本部を速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。」とあり、社協は地域ボランティア支援本部の運営について協力することが想定されています。

3 地域ボランティア支援本部への協力内容

社協は、地域ボランティア支援本部への協力にあたっては、その協力内容、費用負担等について、町と事前に取り交わした協定に従って行う。

4 地域ボランティア支援本部の設置運営に関する活動マニュアル

社協は、地域ボランティア支援本部の設置運営に関する活動マニュアルを町が策定する場合、それに協力する。

【趣 旨】

東郷町地域防災計画によると、「町は、社会福祉協議会、日本赤十字社関係のボランティア団体などと連携し、震災時にボランティアの受け入れが円滑に行われるように活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制づくりの整備を推進するものとする。」とあります。よって、町が地域ボランティア支援本部活動マニュアルを作成する等の体制整備に協力します。

第4章

その他

細部事項

この計画の施行にあたっての細部事項は、社協会長が定める。

【趣旨】

この計画の細部事項は、職員の具体的な体制、地域サポーターの養成・研修・平常時と災害時の活動マニュアルなどです。

様 式

防災カルテ

地区名

作成日 年 月 日

(ふりがな) 氏名		男・女		生年月日		明治	大正	昭和	平成	
(ふりがな) 保護者				電	自宅					
住所		東郷町		話	携帯					
				F A X						
要援護者 状 況		<input type="checkbox"/> 高齢者(ひとり暮らし・高齢者のみ・ねたきり・認知症) <input type="checkbox"/> 身体障害児・者(視覚・聴覚・言語・肢体不自由・内部) <input type="checkbox"/> 知的障害児・者 <input type="checkbox"/> 精神障害者 <input type="checkbox"/> その他()		本人の状況など						
緊急 連絡 先	氏名	関係	住所	電話	携帯					
	氏名	関係	住所	電話	携帯					
	氏名	関係	住所	電話	携帯					
避難予定場所		第 1					第 2			
福祉サービスの内容 (施設・事業所名連絡先)										
かかりつけの病院 (既往歴・服用薬)										
地 域 サ ポ ー タ ー					民 生 委 員 児 童 委 員					
名前		電話			名前		電話			
		携帯					携帯			
住所		東郷町			住所		東郷町			
地 域 サ ポ ー タ ー					特記事項					
名前		電話								
		携帯								
住所		東郷町								

私は、社協や町又は自主防災組織等が平常時に行う災害対策の検討や防災訓練あるいは災害発生時における支援のため、上記に記載する私の情報を用いることに同意します。

年 月 日 東郷町社会福祉協議会長 殿

氏名(本人または代理人の署名)

保護者の署名

自宅周辺地図

地域サポーター身分証明書

(表)

身分証明書	
写真	地区名 _____
	住 所 東郷町 _____
	氏 名 _____
東郷町社会福祉協議会長が委嘱した地域サポーターであることを証明します。	
年 月 日	
社会福祉法人 東郷町社会福祉協議会長	
印	

(裏)

<p>1 本証は、活動時には必ず携帯する。</p> <p>2 本証は、災害時要援護者等から請求があった場合呈示する。</p> <p>3 本証は、他人に貸与又は譲渡しない。また、身分を失した時は速やかに返却する。</p>
--

安否確認記録表（災害時用）

地区名（ ）
 地域サポーター名（ ）

番号	災害時要援護者氏名	住所		確認日時	確認結果			支援の必要			支援内容			報告			
		電	話		済	留守	不明	有	無	避難誘導	救助						
1		東郷町	自宅 電話 携帯		<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 留守	<input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 避難誘導	<input type="checkbox"/> 救助						
2		東郷町	自宅 電話 携帯		<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 留守	<input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 避難誘導	<input type="checkbox"/> 救助						
3		東郷町	自宅 電話 携帯		<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 留守	<input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 避難誘導	<input type="checkbox"/> 救助						
4		東郷町	自宅 電話 携帯		<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 留守	<input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 避難誘導	<input type="checkbox"/> 救助						
5		東郷町	自宅 電話 携帯		<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 留守	<input type="checkbox"/> 不明	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 避難誘導	<input type="checkbox"/> 救助						
集 計													人	人	人	人	人

(注) 済……本人の状態が確認できた場合。
 留守……本人と会うことができなかった場合。
 不明……本人と連絡も確認もとれない場合。



付属資料



1 答申にあたって

近い将来、当地方に東海地震、東南海地震、又それらの連動地震が発生すると予想されております。仮に、東海・東南海の連動地震が発生した場合、平成15年の愛知県被害予想調査報告書によりますと、東郷町では町内の77%が震度6弱の地震にみまわれ、建物の全壊は約40棟、半壊は約360棟に達するとされています。更に、人的被害に関しては、死者若干名、負傷者約50名の被災者が発生するともいわれています。また、地震災害のほかに台風や大雨による災害も考えなくてはなりません。

このたび、東郷町社会福祉協議会におかれましては、福祉サービスを利用されている方々に対して、災害時に支援することは日常職務の延長線上にあるという考え方のもとに、当委員会にその方策について諮問されました。

こうした大規模災害対応は、広範囲にわたりかつ緊急を要することから、同協議会の職員のみでは対応しきれない事態が想定されます。そこで、当委員会としては本計画のキーポイントである地域サポーター制度をご提案した次第であります。災害対応の基本は、「自分の身は自分で守る」、そして次に「近隣の人々を守る・地域を守る」ことであります。ここで計画する地域サポーター制度は、この近隣助け合いの精神に期待した制度であります。

今後、地域サポーター制度を始めとし、このたび策定した災害対応計画が、町民各位のご理解とご協力により円滑に運用され、また、東郷町社会福祉協議会が、地域の実情に合わせた防災の事業活動を展開していただき、町民に安心と安全、そして喜び親しまれることを期待し、ここに答申いたします。

平成18年2月

東郷町社会福祉協議会災害対応計画策定委員会
委員長 井上晴世

2 策定までの経過

日 時	主 な 内 容
平成17年 7月15日	第1回災害対応計画策定委員会 ・ 委嘱状交付 ・ 委員長、副委員長の選出について ・ 計画の目的および概略について ・ 策定委員会の今後のスケジュールについて
平成17年 9月 1日	第2回災害対応計画策定委員会 ・ 災害時要援護者支援について（町からの報告） ・ 災害時要援護者支援方策について
平成17年 9月29日	第3回災害対応計画策定委員会 ・ 災害時要援護者支援方策の修正点について ・ 平常時の取り組みについて
平成17年10月31日	第4回災害対応計画策定委員会 ・ 平常時の取り組みの修正点について ・ 災害発生時の対応について
平成17年11月25日	第5回災害対応計画策定委員会 ・ 災害発生時の対応の修正点について ・ 地域ボランティア支援本部について
平成18年 1月12日	第6回災害対応計画策定委員会 ・ 計画全体、答申（案）について
平成18年 2月 9日	第7回災害対応計画策定委員会 ・ 答申

3 東郷町社会福祉協議会災害対応計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 災害時要援護者への対応のあり方とボランティアセンターの運営方法を検討し、災害対応計画を策定するため東郷町社会福祉協議会災害対応計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 策定委員会は、地域の実情及び災害時要援護者のニーズ等の適切な把握及び支援のあり方と災害時のボランティアセンターの運営に関する体制について検討する。また、具体案を作成し、東郷町社会福祉協議会長（以下「会長」という。）に報告する。

(組織)

第3条 策定委員会は、別表1に掲げる者で構成する。

2 策定委員会には、委員長・副委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員長は、策定委員会を総務する。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会の会議は委員長が召集する。

2 策定委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(任期)

第5条 策定委員の任期は、委嘱の日から平成18年3月31日までとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

4 東郷町社会福祉協議会災害対応計画策定委員会名簿

策定委員

(順不同・敬称略)

	氏 名	役 職 名
委員長	井 上 晴 世	学識経験者
副委員長	杉 本 久	町社会福祉協議会副会長
委員	柘 植 正	自治会代表（諸輪区長）
委員	近 藤 周 三	町民生委員児童委員協議会副会長
委員	近 藤 勝 明	町老人クラブ連合会長
委員	磯 村 守 吉	町身体障害者福祉協議会長
委員	笹 野 真智子	町知的障害児・者連絡協議会長
委員	水 野 佐登美	町ボランティア連絡協議会長
委員	松 田 恵	町ボランティア連絡協議会副会長
委員	加 藤 千恵子	あいち防災リーダー・愛知県防災ボランティアコーディネーター
委員	蔵 地 康 光	町役場福祉課長
委員	水 野 逸 馬	町役場総務課長

事務局

	氏 名	役 職 名
	小 島 富 夫	社会福祉協議会事務局長
	中 島 與 佐 美	社会福祉協議会福祉センター所長
	水 野 米 子	社会福祉協議会地域福祉課長補佐
	近 藤 文 弘	社会福祉協議会地域福祉課在宅福祉係主任
	松 下 紀 夫	社会福祉協議会地域福祉課地域福祉係主事

5 災害時要援護者の特徴的なニーズ

区 分		避難行動等の主な特徴	配慮を必要とする主な事項
高 齢 者	ひとり暮らし 高 齢 者	体力が衰え行動機能が低下しているが、自力で行動できる。地域とのつながりが希薄になっている場合がある。	情報伝達・救助・避難誘導などの支援者の確保が必要。
	ねたきり高齢者	自力での行動ができない。自分の状況を伝えることが困難。	ストレッチャー等の移動用具と支援者の確保が必要。 医療機関との連絡体制が必要。
	認知症高齢者	自分で危険を判断し、行動することが困難。 自分の状況を伝えることが困難。	避難誘導などの支援者の確保が必要。 医療機関との連絡体制が必要。
身 体 障 害 者	視覚障害者	視覚による状況の把握が困難。災害時には住み慣れた地域での状況が一変するため、単独では素早い避難行動ができない。	音声による情報伝達及び状況説明が必要。 避難誘導などの支援者の確保が必要。
	聴覚障害者 言語障害者	音声による避難誘導の指示が認識できない。 視界外の危険の察知が困難。 自分の状況等を言葉で知らせることができない。	正面から口を大きく動かして話したり、身振り、手話、筆談、図、絵など視覚による情報伝達が必要。 避難誘導などの支援者の確保が必要。
	肢体不自由者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。	車いす等の移動用具と支援者の確保が必要。
	内部障害者	自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器・酸素ボンベなど）、医療品が必要となる。	車いす・ストレッチャー等の移動用具と支援者の確保が必要。 医療機関との連絡体制や医薬品の確保が必要。
知的障害者		自分で危険を判断し、行動することが困難。 急激な環境の変化により精神的な動揺が見られる場合がある。	避難誘導などの支援者の確保が必要。 話しかけるなど、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導し、精神的に不安定にならないような対応が必要。
精神障害者		災害発生時には精神的動揺が激しくなる場合があるが、多くは自分で危険を判断し、行動することができる。 普段服用している薬が必要となる。	気持ちを落ち着かせることが必要。 服薬を継続するため、本人及び援助者は薬の名前・用量を知っておくことが必要。 医療機関との連絡体制が必要。
難病患者		自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器・酸素ボンベなど）、医療品が必要となる。	車いす・ストレッチャー等の移動用具と支援者の確保が必要。 医療機関との連絡体制や医薬品の確保が必要。

6 障害種別 防災上備えておくの良いもの

障害種別	備えておくの良いもの
高 齢 者	入れ歯、老眼鏡、杖などの愛用品、紙おむつ
視覚障害者	軍手（けがをせずに周囲の状況を確認するため） 折りたたみの白杖、音声時計、個人情報カード（氏名・血液型・緊急連絡先・かかりつけ医療機関名・常備薬の種類・手帳番号の写し）
聴覚障害者	メール機能のある携帯電話、予備の補聴器と電池など
肢体不自由者	（必要に応じて）紙おむつ、ビニールシート（おむつ交換時のために）、予備の車いす・装身具（車のトランクなどに入れておく）など
内部障害者	透析施設リスト、透析検査データのコピー（ダイザライザーの種類・血液量・定期的な透析検査データなど、他施設での対応を早めるために）・日常使用している薬（3～4日分）、ストマ用品など
知的障害者	（服薬に必要なら）オブラート、本人が食べられる食料（避難所の食事が食べられない場合に備えて）、必要な薬は近所の薬局からでも手に入るようにしておく
精神障害者	必要な医薬品、処方箋のコピー（薬の種類、分量が個別に違うため）、水（薬の副作用として喉の渇きが伴うものが多いため）、日常使用している薬（3～4日分）など

できることからはじめよう～災害弱者防災ハンドブック～（発行：NPO法人レスキューストックヤード）に一部追加

**東郷町社会福祉協議会災害対応計画
～社協福祉サービス利用者のために～**

発行 平成18年3月

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会

〒470-0162

愛知県愛知郡東郷町大字春木字西羽根穴2225番地4

イーストプラザいこまい館2階

TEL 0561-37-5411 FAX 0561-37-5412

ホームページアドレス <http://www/togoshakyo.jp/>

メールアドレス togoshakyo@cocoa.ocn.ne.jp



東郷町社会福祉協議会災害対応計画

～社協福祉サービス利用者のために～

発行 平成18年3月

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会

〒470-0162

愛知県愛知郡東郷町大字春木字西羽根穴2225番地4

イーストプラザいこまい館2階

TEL.0561-37-5411 FAX.0561-37-5412

ホームページアドレス <http://www.togoshakyo.jp/>

メールアドレス togoshakyo@cocoa.ocn.ne.jp



この冊子は再生紙を使用しております。